

登米市消防本部メール119通報システムご利用案内

登米市消防本部では、電子メールによる119番通報の受付「メール119通報システム」を平成28年（2016年）4月1日より開始いたします。

本システムの登録をご希望される方は、このご利用案内を必ずご覧になったうえで登録をお願いいたします。

1. 「メール119通報システム」とは

従来の電話での対話形式による通報が困難な方が、携帯電話、パソコン等（以下「携帯電話等」という）のEメールにより救急車や消防車の要請ができるシステムです。

2. ご利用できる方は(利用条件)

事前登録をされたアドレス（以下「登録アドレス」という）に限り利用できる「登録制」とさせていただきます。事前に登録されていないアドレスからは、通報することはできません。

なお、登録は、聴覚または言語に何らかの障がいのある方で、登米市内に居住している方に限らせていただきます。

！重要！

3. ご利用のルール(注意事項)

- (1) 登米市内への救急車や消防車の出場要請に限り利用することができません。
- (2) インターネットを利用するEメールを有する携帯電話等で、メールが受信できる契約が必要となります。インターネットに接続しない簡易メールでは利用できません。
- (3) 登録アドレスに限り通報が可能です。事前に登録していないアドレスからの通報はできないことや、他の人へのメール119通報システム用のアドレスを教えるなどの行為はしないで下さい。
- (4) 一般のメールサービスを利用していますので、メールの遅延や消失等が考えられるため、消防からの「消防車（救急車）が向かいました。」などの返信メールがない場合は、通報メールが届いていない可能性がありますので、他の手段により通報して下さい。
- (5) メールには日本語を用い、外国語や絵文字などは使用しないで下さい。また、画像の添付やその他特別なアプリケーションソフトには対応して

いませので、使用しないで下さい。

- (6) 通報や登録にかかる通信利用料、プロバイダ利用料金等は、利用者負担となります。
- (7) 登録情報に虚偽が発見された場合や、明らかに迷惑メールがメール 119 通報システムに着信した場合、登録を抹消することがあります。
- (8) 住所、アドレス等の登録内容に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を届け出て下さい。
- (9) 迷惑メール、未承諾広告メールの受信防止を含め、メールの着信拒否設定をされている方は、申請登録後にお知らせするメール 119 通報システム用のアドレスの着信許可設定をお願いいたします。
- (10) 緊急時の救急車、消防車の要請に限りご利用になれます。緊急時以外の通報の試験、通報の練習、問い合わせ等には使用しないで下さい。

4. 登録、登録情報変更、取消の方法

登米市消防本部指令課又は登米市ホームページより「メール 119 通報システム（登録・内容変更）申請書」または、「メール 119 通報システム登録取消申出書」を取得し、必要事項を記入のうえ、登米市消防本部指令課まで直接提出していただくか、Eメール又はFAXで手続きをお願いいたします。この際に、本人確認のため聴覚障害者・言語障害者手帳（コピーしたもの可）を確認させていただきます。確認後、メール 119 通報システム用のアドレスを通知いたします。

5. 通報の方法

登録アドレスからメール 119 通報するときは、以下の手順で送信して下さい。

《手順1》 通報メールの送信

- 1. 送信先アドレスの設定
メールを作成する画面を表示し、あて先にメール 119 通報システム用のアドレスを表示させます。
- 2. 件名の設定
件名または本文に「救急」、「火災」と入力します。
- 3. 本文の作成
 - (1) 救急車や消防車が必要な場所を、町名から字名、何丁目何番何号、〇〇アパート 〇〇号室 〇〇宅まで正しく入力して下さい。
 - (2) 外出先の場合は、建物名、階数、その場所の目標となる建物な

どわかりやすく入力して下さい。

- (3) 症状または災害状況を可能な限り詳しく入力して下さい。
- (4) 登録者名、電話番号を入力して下さい。

《手順2》 消防からの返信メールの確認

消防が通報メールを確認し、消防車や救急車が出場したときは、「消防車（救急車）が向かいました。」のようにメールを返信しますので、その場から離れず安全なところで到着を待って下さい。

通報メールの内容が十分でない場合、消防車や救急車は出動することができません。そのような場合は「場所が分かりません。住所を確認して再送信して下さい。」などのようにメールを返信しますので、正確な情報を送信して下さい。

もし、2～3分経過しても消防から返信メールが届かない場合は、通報メールが消防に正しく届いていない可能性がありますので、近くにいる方に協力を求めるなど、別な手段で通報して下さい。

6. 登録者データの管理について

- (1) 登録された個人情報、メール 119 通報システムに伴う業務の範囲内でのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
- (2) 救急車や消防車の出場のために必要と判断した場合は、登録されている緊急連絡先に連絡し、状況を説明したうえで情報提供等の協力をお願いする場合があります。あらかじめご了承下さい。

【メール 119 通報システムに関するお問い合わせ】

登米市消防本部 指令課

TEL 0220-22-0119 FAX 0220-22-1906